

■ 指定確認検査機関の処分の基準について（補足） 新旧対照表

改定案	現 行
<p><b>定確認検査機関の処分の基準について（補足）</b></p> <p>処分の対象となる行為が「指定確認検査機関の処分の基準」別表「関係条項」欄の「その他」の項の①及び③に該当する場合における処分の内容の決定は、以下に定めるところによる。</p> <p>1 確認検査が適確に行われなかったことにより判定資格者が登録の消除等の処分を受けた場合は、当該判定資格者の所属する指定確認検査機関（以下「機関」という。）に対し<u>業務停止命令若しくは取消し又は監督命令の処分等</u>を行うこととし、具体的な処分等の内容は、次に定める事項を加味して決定することとする。</p> <p>(1) 登録の消除等に相当する処分事由に該当する行為が行われていた機関の事務所の数</p> <p>(2) 処分事由に該当する行為が行われていた指定の区分の数</p> <p>(3) 登録の消除等の処分を受けた判定資格者の数</p> <p>(4) 立入検査、報告等において明らかとなった事項</p> <p>(5) その他処分の内容を決定するに当たり考慮すべき事項</p> <p>2 機関又はその役員が確認検査において著しく不適切な判断をした場合には、当該機関に対し<u>業務停止命令若しくは取消し又は監督命令の処分等</u>を行うこととし、具体的な処分等の内容は、過失の程度、結果の重大さ及びその社会的影響の大きさを踏まえて決定することとする。</p>	<p><b>定確認検査機関の処分の基準について（補足）</b></p> <p>処分の対象となる行為が「指定確認検査機関の処分の基準」別表「関係条項」欄の「その他」の項の①及び③に該当する場合における処分の内容の決定は、以下に定めるところによる。</p> <p>1 確認検査が適確に行われなかったことにより判定資格者が登録の消除等の処分を受けた場合は、当該判定資格者の所属する指定確認検査機関（以下「機関」という。）に対し<u>監督命令、業務停止命令又は取消し</u>の処分を行うこととし、具体的な処分等の内容は、次に定める事項を加味して決定することとする。</p> <p>(1) 登録の消除等に相当する処分事由に該当する行為が行われていた機関の事務所の数</p> <p>(2) 処分事由に該当する行為が行われていた指定の区分の数</p> <p>(3) 登録の消除等の処分を受けた判定資格者の数</p> <p>(4) 立入検査、報告等において明らかとなった事項</p> <p>(5) その他処分の内容を決定するに当たり考慮すべき事項</p> <p>2 機関又はその役員が確認検査において著しく不適切な判断をした場合には、当該機関に対し<u>監督命令、業務停止命令又は取消し</u>の処分を行うこととし、具体的な処分等の内容は、過失の程度、結果の重大さ及びその社会的影響の大きさを踏まえて決定することとする。</p>